

## 令和8(2026)年度栃木県DX推進プラットフォーム運営業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8(2026)年度栃木県DX推進プラットフォーム運営業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

令和8(2026)年度栃木県DX推進プラットフォーム運営業務

### 2 業務の目的

国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（R2.12.25 総務省）において自治体におけるDX推進の意義が明記され、地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）では、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装を基本姿勢とされるなど、AI・デジタルなどの新技術を活用した地域課題の解決が求められている。

このような中、甲は、令和6(2024)年4月に「栃木県デジタル社会形成推進条例」を施行しデジタル社会の形成に向け、各種デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けて様々な施策を行っている。

については、本県においてデジタル技術を活用した課題解決に資するサービスの充実を図るため、新たに、地域課題を有する県・市町と技術を有する企業・大学等が連携し、地域課題の解決に取り組む体制を運営することを本業務の目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日（令和8(2026)年4月1日を予定している）から令和9(2027)年3月31日（水）まで

### 4 事業の背景

本県では、デジタル技術を活用して地域課題を解決することを目的とした過年度事業（※）において、地域の様々な課題と、デジタルによる解決手法を持つ者とのマッチングを図る取組を実施していた。

当該事業では、県や市町が主体となって、関係者を巻き込みながら課題解決に取り組んだケースが実装につながっていたことから、デジタル技術の実装には、「運営主体の存在」と「課題の明確化」、「ソリューションとの結び付け」が重要と捉えている。

そのため、令和8年度に新たに構築するDX推進プラットフォームでは、課題解決に資する様々な技術・ノウハウ等を持つ企業・大学等を会員として集め、県及び市町が企業等と連携し、地域課題をデジタル技術で解決する環境を整備することを目指している。

※とちぎデジタルハブ事業（令和3年度～令和7年度）

【全体像（イメージ）】



## 5 用語の定義

本項以降については、以下のとおりとする。

(1) DX推進プラットフォーム：

県・市町の課題（ニーズ）と企業・大学等のシーズを結びつけ課題解決を図る産学官連携の仕組み全体。

(2) 事務局：

栃木県デジタル戦略課（デジタル社会推進担当）及び受託事業者。

(3) 会員：

課題解決に資するシーズを有し、DX推進プラットフォームへの会員登録を行った企業・大学等（研究室単位を想定）。

※県・市町も会員に含まれるが、本仕様書では次号のとおり「県・市町」とする。

(4) 県・市町：

DX推進プラットフォームに参加する、県及び県内市町の各事業所管課。

(5) 課題：

県・市町が有する課題で、デジタル技術を活用した解決が見込まれるもの。

(6) シーズ：

企業・大学等が有する課題解決に資する様々な技術・ノウハウ等。

(7) ソリューション：

シーズを基にした、県・市町が有する課題の解決に資する具体的な解決策。

(8) ソリューション選定： ※別添4「業務フロー（案）」の（オ）

会員から募集したソリューション提案の内容や、ソリューション選定ヒアリング及びソリューション選定会議の結果を踏まえ、事務局が県・市町と課題解決に適したソリューションを整理すること。

(9) ソリューション選定ヒアリング： ※別添4「業務フロー（案）」の（オ）の一部

## [別紙1]

県・市町及びソリューション提案企業・大学等が参加し、提案内容の確認・質疑応答・意見交換を行うこと。提案企業・大学等数に応じ複数回実施する。

(10) ソリューション選定会議： ※別添4「業務フロー（案）」の（オ）の一部

県・市町及び事務局が参加し、ヒアリング結果を踏まえて、マッチング対象となる企業・大学等を選定すること。

(11) マッチング：

ソリューション選定会議で選定されたソリューションを有する企業・大学等を、課題を有する県・市町の協議先として位置付け、県・市町が個別協議を開始すること。

(12) アイデア創出：

県・市町の課題のうち、解決の方向性が整理されていないものについて、県・市町と会員が課題解決のアイデアを整理すること。

## 6 業務内容

乙は、以下の(1)～(2)の業務を実施すること。

なお、以下は必須とする委託項目であるが、本業務を推進するに当たり、委託料限度額の範囲内での新たな提案を行うことを妨げない。

### (1) DX推進プラットフォーム運営

乙は、DX推進プラットフォームの運営を円滑に行うため、以下の業務を実施すること。

#### ア 年間計画

- ・甲と協議の上、年間スケジュールを作成すること。
- ・現時点のスケジュール案は、別添1「年間スケジュール（案）」を参照すること。  
なお、ウェブサイトの制作・運営について、別添1によりがたい場合は、プレゼンテーションで説明すること。

#### イ 会員募集・シーズ情報整理

- ・本県の課題解決に資するシーズを有する県内外の企業・大学（研究室単位を想定）等を積極的に発掘し、会員募集の働きかけを行うとともに、甲と連携して会員獲得を図ること。
- ・会員のシーズ情報を整理し、6(1)エで構築するウェブサイトへの公開作業を実施すること。

#### 【補足情報】

- ・ウェブサイト構築前の会員募集時に必要な情報を収集する様式・フォーム及びチラシ等を甲と調整の上、作成すること。
- ・会員情報の取扱いについては別添2「DX推進プラットフォーム会員規約（案）」を参照すること。

#### ウ 会員管理（問合せ対応等）

- ・会員及びDX推進プラットフォームに関心を持つ企業等からの問合せは、乙が一次的に連絡調整を行うこととし、対応については都度甲と協議の上、決定すること。  
なお、問合せは、原則6(1)エで構築するウェブサイトの問合せフォームで受け付けること

## [別紙1]

とし、受付後は、メールによる個別対応とする。

- ・県・市町との連絡は、原則甲が行うこととする。

### 【補足情報】

- ・6(1)エで構築するウェブサイトにおいて、会員登録（変更・退会含む）・シーズ情報登録は、サイト内の登録フォームから会員自身が行うことで完了するものとする。公開にあたっては、事務局による内容確認・承認作業を行うものとする。

## エ ウェブサイトの制作・運営

### (ア) ウェブサイトの制作

※別添3-1「令和8(2026)年度「DX推進プラットフォームサイト」制作業務の内容」を参考すること。

### (イ) ウェブサイトのコンテンツ等運営

- ・ウェブサイトに掲載する記事の文章、画像等の制作、掲載作業及び管理を行い、ウェブサイトの掲載内容を適切に維持すること。
- ・ウェブサイトに掲載する際は、内容について甲に承認を得ること。

### (ウ) ウェブサイト等での情報発信

- ・DX推進プラットフォームの取組や成果報告等について、月2回以上、情報発信を行うこと。
- ・情報発信は、同一内容を以下の2つの方法で実施するものとする。

### 【発信方法】

- ・ウェブサイトでの記事掲載
  - ・会員向けメール配信
- ・発信内容は、次のいずれかを含むものとする。

### 【発信内容】

- ・課題：県・市町が有する課題に関する情報
- ・シーズ：会員が有するシーズに関する情報
- ・その他：DXに関する国等制度、DX事例、イベント・セミナー等、お知らせ 等

## オ 運営体制の整備

### (ア) 運営体制

- ・乙は、委託業務の遂行にあたり、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定めるとともに、地域DXに関する知見を有する者を中心に運営体制を整備すること。  
なお、詳細は甲乙協議の上、決定する。

### 【推進体制】

- ・業務遂行上の責任者（プロジェクト管理者）及びDXコーディネーター（兼務可）を配置すること。
- ・業務遂行上の責任者（プロジェクト管理者）は、委託業務が円滑に実施できるよう全体マネジメントを行う者。
- ・DXコーディネーターは、相応の知見・ノウハウを有し、本業務推進の中核となる者。

## [別紙1]

- ・DXコーディネーターは、受託内容に係る総合的支援を行うこと。また、甲との定例打合せに原則毎回参加すること。
- ・本プロポーザルの事業者選定におけるプレゼンテーションは、DXコーディネーターとなる予定の者が実施すること。
- ・乙は、委託業務受託後は提案に沿って推進体制を構築し、委託期間終了まで一貫して維持すること。

なお、傷病等によりやむを得ず業務遂行上の責任者（プロジェクト管理者）、DXコーディネーター又はその他の要員が交代する際は、後任についてあらかじめ甲の承認を受けること。

### (イ) 定例打合せ等

- ・甲との定例打合せを原則月1回開催し、議題の整理、日程調整、資料準備等を行うこと。  
また、定例打合せは原則対面とする。（原則、甲が県庁会議室など会場を確保する。）  
なお、定例打合せを効率よく進行するため、定例会に使用する資料は、原則として定例会を実施する前開庁日の正午までに甲へ送付すること。
- ・その他本業務に係る打合せは、その目的や内容に応じ、対面又はオンライン等の適当な方法を甲と協議の上実施すること。

### (ウ) 連絡体制

- ・乙は、本業務の円滑な運営が可能となる連絡体制を確立すること。
- ・甲乙間の連絡体制で利用する連絡手段は電話及びEメールを必須とし、その他チャットツール等を想定している。  
なお、甲があらかじめ利用している手段を除き乙が調達するものとし、甲に新たな経費負担が生じないようにすること。

## (2) 産学官連携による地域課題解決支援

地域課題の解決に向け、産学官の連携を促進し、以下の業務を実施すること。

※別添4「業務フロー（案）」を参照すること。

### ア ソリューション選定

#### (ア) 課題募集・取扱判断

- ・甲が乙と連携して、県・市町が有する課題の募集（メール等での対応を想定）を行い、取りまとめた後に、甲がプラットフォームでの取扱い適否（本事業で取り扱うべき課題か、他事業が適しているか等）を判断し、結果を乙に共有する。
- ・年度当初に募集を実施する想定であるが、応募状況に応じて複数回募集をかけることも想定されるため、適した課題の応募が少ない場合は、乙が甲と連携して課題発掘に取り組む。（各事業所管課訪問を行う、先進事例で本県でも取り組めるものを提案するなど）

#### (イ) 課題整理

- ・乙は、県・市町が提示する課題について、原則ヒアリングを実施の上で論点整理を実施する。

#### 【補足事項】

○プラットフォームで取り上げたい課題の性質

- ・既存のサービスや製品はあるが、幅広く情報収集や意見交換を行う課題

## [別紙1]

- ・近隣市町が区域を超えて広域で連携して取り組む課題（地域交通や観光など）
- ・どの市町にも共通する課題に連携して取り組む課題（水道の老朽化対策など）
- ・地域の特性に応じた解決策が必要な課題

### (ウ) 取組課題選定

- ・課題の適合性（プラットフォームで解決できる課題か）、共通性（他地域でも横展開が可能か、広域連携の可能性があるか）、実現可能性、継続性等の観点から課題を選定する。  
なお、観点については、甲乙協議の上決定する。
- ・初年度は、第二四半期までに第一弾として3件程度を選定することとし、以降、四半期ごとに1～2件程度を選定する。
- ・甲は選定した課題について、県・市町に情報共有を行い、課題解決に向けた議論への課題提案者以外の参加意向確認を実施する。

### (イ) ソリューション提案募集

- ・乙は、(ウ)で選定した課題について、課題の背景・現状・解決方向性をわかりやすく整理し、  
6(1)エで構築するウェブサイトへ掲載すること。
- ・乙は、課題の内容を踏まえ、当該課題に対して効果的なソリューション提案が可能な企業  
(会員・非会員を問わず) を発掘すること。

なお、非会員企業が提案を行う場合は、提案時に会員登録を行うものとする。

### (オ) ソリューションの選定

- ・乙は、提案資料の確認、提案企業との連絡調整等、提案内容の整理に係る一連の対応を行うこと。
- ・乙は、提案内容を確認するため、ソリューション選定ヒアリングを運営すること。
- ・乙は、ソリューション選定ヒアリングの結果を踏まえ、ソリューション選定会議を運営し、課題解決に資するソリューションを整理すること。

#### 【補足事項】

##### ○運営業務：

- ・ソリューション選定ヒアリング及びソリューション選定会議の運営業務には、開催準備（日時調整、会場調整、資料作成）、当日運営（進行・ファシリテーション）、結果の取りまとめを含む。
- ・会場は原則として甲が調整するものとする（県庁会議室等）。

### (カ) 実証に向けた支援

- ・「(オ)ソリューションの選定」後、課題提案を行った県・市町が実証を行うことが必要と判断した案件について、乙は次年度以降の実証に向けた検討支援を実施すること。  
支援内容は、実証計画の案（具体的な検討事項、財源確保等）の検討支援や、活用可能な国補助金等の情報提供等を含むものとする。  
なお、令和8年度の本業務には実証費は含まれないことに留意して進めること。

## イ 課題の解決に向けたアイデア創出支援（产学研官共創ワークショップ等）

### (ア) 対象となる課題・テーマ

- ・課題の解決方法が未整理のもの（既存の製品・サービスではすぐに対応できないもの）

## [別紙1]

- ・データ連携基盤やオープンデータの活用が見込まれるもの 等

### (イ) 対象者

- ・対象者は会員及び学生とする。

### (ウ) 実施方法

- ・対面又はオンラインにより、複数回の議論を通じてアイデア創出を行うこととする。
- ・開催テーマは甲と協議の上決定することとする。
- ・実施後、成果を整理し、甲に報告すること。

### (エ) 運営に係る役割分担

- ・甲が行う業務

- 会場の確保
- 県・市町との調整（開催テーマ設定等）
- 参加申込者への連絡調整・当日の受付
- ワークショップ等への同席

- ・乙が行う業務

- ワークショップの企画立案
- 当日の司会・ファシリテーション
- プログラム・ワーク内容の設計
- 必要に応じた案内チラシデータの作成
- 案内ページ・チラシ等の6(1)エで構築するウェブサイトへの掲載作業
- ワークショップ実施後の成果整理および報告

※詳細については甲乙協議の上決定することとする。

## ウ 周知・広報

### (ア) キックオフイベント

- ・乙は、会員及び本事業に関心のある企業等に対し、DX推進プラットフォームの趣旨をわかりやすく発信し、参加意欲を高めることを目的としたキックオフイベントを企画し、実施すること。

#### a 参加対象

- ・主な参加者は、会員及び本事業に関心のある企業・大学等とする。

#### b 実施方法

- ・原則、現地参集とし、開催回数は1回、人数規模は現地100名程度とする。
- ・会場は、県庁周辺とする。
- ・実施内容は、基調講演、県事業説明、課題紹介（又は事例講演）、交流会などで計2時間程度とする。
- ・実施後、参加状況や実施結果を整理し、甲に報告すること。

#### c 運営に係る役割分担

- ・甲が行う業務

- 県・市町との調整（テーマ設定・登壇調整等）
- 参加申込フォームの作成・管理

- 参加申込者への連絡調整・当日の受付
- 会場の確保
- 乙が行う業務
  - イベントの企画立案
  - 当日の司会進行

**【補足事項】**

- 基調講演について企画する場合は「地域DX」「DXにおける産学官連携」等をテーマとし、参加者の意欲向上や理解促進につながる専門家を招聘する方向で内諾有無や過去の依頼実績等を明示すること。  
また、県事業説明及び課題紹介（又は事例講演）については、県と協議の上、構成・登壇者を決定するものとする。  
なお、講演者の報酬については、原則、委託範囲内とする。
- 当日の司会進行、プログラム全体の運営は乙が主体となって実施する。
- 必要な機材（音響機器、スクリーン、マイク等）については、会場の設備状況を踏まえて甲乙で事前に役割を整理する。
- 案内ページの作成（※）、チラシデータの作成、6(1)エで構築するウェブサイトへの掲載作業は乙が行う。  
なお、甲は県公式サイト等での掲載や県内市町等への周知協力依頼など、県としての広報協力をを行う。

※6(1)エで構築するウェブサイトへの掲載を想定（お知らせページ等を7月頃にプレオープン）

**(イ) 情報発信**

- 6(1)エ「(イ)ウェブサイト等での情報発信」のほか、乙は追加の広報施策を提案し、甲と協議の上実施すること。

**(ウ) 活動報告**

- 取組状況の共有及び成果の報告を行い、今後の参加を促進するため、課題や意見交換の内容、共創ワークショップ等の取組事例などを用いて、年度末に報告会を実施すること。  
なお、当該報告会は、対面・オンラインを問わない。

**エ 次年度以降に向けた改善（会員と県の意見交換の実施）**

- 乙は、次年度以降のDX推進プラットフォームの改善及び県内情報通信産業の活性化に資することを目的として、会員と県（必要に応じて市町を含む）との意見交換会を実施すること。  
なお、詳細は甲乙協議の上決定する。

**【補足事項】**

- 当該意見交換会の内容は、以下の事項を含めること。
  - 県の施策・事業に対する意見・提案
  - 情報通信業界・会員企業が考える地域課題解決の方向性や技術動向

**7 本事業で目指す成果及び令和8年度の活動目標**

## [別紙1]

### (1) 成果

- ・プラットフォームを通じた県・市町のデジタル実装 ※令和9年度に1件以上を目標

### (2) 令和8年度の活動目標

分類	指標	件数
会員獲得	新規会員登録数（企業・団体数※県・市町を除く）	120者
情報発信	会員向けメール配信(8月～3月) ※会員との必要な連絡は8月以前から行うこと	16回以上
ソリューション選定	掲載する課題の件数	5件以上
	ソリューション提案件数（課題1件あたり）	1件以上
	ソリューション選定会議回数（課題1件あたり）	1回以上
	ソリューション選定に至った件数（次年度以降の実証・実装候補として整理された件数）	2件以上
アイデア創出	産学官共創ワークショップ等	1回以上
周知・広報	キックオフイベント	1回
	活動報告会	1回
次年度以降の改善	会員との意見交換会	1回

## 8 成果品

以下のとおり成果品を電子データにより納入すること。

名称	内容	納入期限
年間スケジュール	様式は甲乙協議により定める。	令和8年4月17日（金）
定例打合せ記録	様式は甲乙協議により定める。	<u>定例打合せ後10営業日以内</u>
中間報告書	様式は甲乙協議により定める。	令和8年12月21日（月）
個別打合せ記録	定例会を除く、乙が甲又は県内市町、企業・大学等と実施する打合せ記録	<u>個別打合せ後10営業日以内</u>
実績報告書（様式任意）	6の業務に係る実績	県の承認を受けたものを、令和9年3月31日（水）まで。

## 9 納入場所及び検査

- （1） 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課とする。
- （2） 乙は、納入期限までに成果品を甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- （3） 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 10 その他

- （1） 乙は、業務の実施に当たり、栃木県財務規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

なお、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

- (2) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (3) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと。委託契約期間終了後も同様とする。
- (4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (5) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (6) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (7) 著作権をはじめ、本業務の成果における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。